

別紙 14 戦略作物生産拡大支援

第1 事業の実施方針

我が国の食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の需要拡大、生産性向上等を支援する。

第2 事業の内容

本事業は、

- ① 大豆、麦及び飼料用米、加工用米、米粉用米その他地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める土地利用型作物（以下「飼料用米等」という。）の生産性向上を図るため、新たな品種、作付体系、栽培技術等（以下「新技術等」という。）の導入又は適正な輪作体系の確立に資する作物ごとの農地集約に向けた取組を実施する効率的な作付体系への転換支援事業
- ② 米卸や食品産業事業者、外食産業等（以下「実需者」という。）のイニシアティブのもと、輸出用米・加工用米等の需要に対応するため、種子供給を広域連携により効率化させ、多収等需要のある品種の種子を新たに供給する取組、省力・多収栽培技術を広域的かつ体系的に実証、集積等することで、実需者の求める品質及び量の米を安定供給する取組等を支援する低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業
- ③ 我が国の食料自給率向上にとって重要な作物である国産大豆に関し、需給事情、品質評価及び消費者・実需者ニーズを的確に反映した価格形成を図るため、全国段階の入札の実施を支援する大豆価格形成安定化事業
- ④ 米粉用米の需要が高まりつつある状況を踏まえ、新たに制定したノングルテン米粉の製造工程管理に関する日本農林規格の周知やアルファ化米粉等の新たな米粉加工品の普及等、米粉の需要拡大や米粉用米の生産拡大のための条件を整備する取組を支援する新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等は以下に定めるとおりとする。

- 1 作付体系転換支援事業
Ⅰのとおりとする。
- 2 低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業
Ⅱのとおりとする。
- 3 大豆価格形成安定化事業
Ⅲのとおりとする。
- 4 新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業

Ⅳのとおりとする。

I 作付体系転換支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

(1) 作付体系転換推進検討会の開催

事業を実施する地域の状況に応じた新技術等の導入及び当該新技術を導入した農産物の利用促進のために、都道府県（普及機関及び試験研究機関を含む。）、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上を重点的に図るべき地域（以下「生産性向上重点地域」という。）がある市町村、農業関係団体、農業者、実需者等により構成される作付体系転換推進検討会を開催する。

(2) 作付体系転換のための合意形成

生産性向上重点地域において、事業実施の合意を形成するために必要な農業者の意向把握調査又は農業者を対象とした説明会を実施する。

(3) 生産性向上に資する新技術等の実証及び改良

生産性向上重点地域において、実証を行うほ場を設置し、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に資する新技術等を試験的に導入し、当該新技術等の実証（農産物の利用に関するものも含む。）及び実証結果を踏まえた改良を実施する。

(4) 新技術等を用いた大規模技術・経営実証

(3)の結果等を踏まえ、大規模に普及することが可能と見込まれる新技術等について、生産性向上重点地域において、大豆、麦及び飼料用米等の面積を合わせて5ha以上の規模で実証を実施する。

その際、実証に直接必要となる機械であって、事業実施主体が所有していない又は所有しているものの改良若しくは更新が必要である場合に限り、本事業を活用して機械を購入することができるものとする。なお、購入した機械は、耐用年数が経過するまでの間、原則として5戸以上の農業者で共同利用するものとする。

(5) 現地検討会の開催

(3)及び(4)に取り組む地域において、その効果の調査及び検証並びに普及が可能と見込まれる新技術等の普及のため、都道府県、生産性向上重点地域がある市町村、農業関係団体及び農業者等により構成される現地検討会を開催する。

(6) 新技術等活用マニュアルの作成

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等活用マニュアルの作成を行う。

(7) 新技術等普及研修会の開催

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等普及研修会を開催する。

(8) 多収性稲種子の安定供給システムの構築

飼料用米等の低コスト生産に資する多収性稲種子の安定供給を図るため、以下に掲げる多収性稲種子の需要調査、生産計画の策定、生産に係る技術指導、種子の保管等を行う。

ただし、事業実施区域において、現に専ら主食用に供されている品種は対象と

しないものとする。

品種名		
いわいだわら	たちすずか	北陸１９３号
えみゆたか	たちはやて	ホシアオバ
オオナリ	つきあやか	まきみずほ
きたあおば	つきことか	ミズホチカラ
きたげんき	つきすずか	みなちから
北瑞穂	つきはやか	みなゆたか
クサノホシ	なつあおば	モグモグあおば
クサホナミ	はまさり	もちだわら
タカナリ	ふくのこ	モミロマン
タチアオバ	ふくひびき	ゆめさかり
たちあやか	べこあおば	夢あおば
たちじょうぶ	べこげんき	リーフスター
たちすがた	べこごのみ	ルリアオバ

※その他多収性の発揮による低コスト生産が見込まれる品種であることが育成試験結果等を確認し、地方農政局長が確認した品種

2 補助要件

- (1) 事業の内容が、3 (1) に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向け、事業実施区域の属する都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産に係る課題及び取組方針が整理されており、かつ、都道府県内において普及すべき新技術等及び生産性向上重点地域が特定されていること。
- (3) 事業実施主体が本要綱別表 1 の 14 (1) の大豆、麦及び飼料用米等生産性向上協議会である場合は、当該協議会が都道府県域内の区域を対象とし、かつ、以下の要件を全て満たしていること。
 - ア 都道府県、農業関係団体、農業者等により構成されること。なお、都道府県農業再生協議会(直接支払推進事業実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7135 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 1 の (2) に定めるもの。)等の既存の協議会であってもよい。
 - イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約(以下「生産性向上協議会規約」という。)が定められていること。
 - ウ 生産性向上協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体

制が整備されていること。

エ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

オ 3の基準を満たす成果目標を立てていること。

3 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の生産コストをおおむね1割以上低下させることとする。

ただし、生産コストの算出が困難な場合のみ、事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3平均と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の単収をおおむね1割以上増加させることとする。

(2) 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から3年以内とする。

4 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 有効性・新規性

ア 土地利用型作物の生産性向上に資する目的が設定され、かつ、当該目的に沿った取組がなされるか。

イ 実証等で得られた成果の他地域への普及が期待できるか。

ウ 新品種や新技術等の導入に取り組んでいるか。

エ 当該地域において、事業終了後も事業の成果を活用し、継続して新技術等に取り組むことが期待できるか。

オ 本事業で今まで採択されていない取組であるか。

(2) 妥当性

ア 事業による生産コスト低減等の効果が正確に測定できるか。

イ 生産コスト低減等の数値目標が、地域の土地利用型作物の生産性に鑑みて妥当か。

ウ 試験研究機関等と連携することで、事業実施に必要な知見・専門性を幅広く有しているか。

エ 事業実施主体が生産者や行政・普及機関等幅広い関係者により構成され、かつ、広く意見を聴くことができる体制となっているか。

オ 生産性向上重点地域の一部又は全部において、実質化された人・農地プラン及び麦・大豆産地生産性向上計画が作成されている又は事業実施年度内に作成される見込みがあるか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第6の1(1)アに基づき、別添1-1により事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出する。

2 事業の承認

(1) 地方農政局長は、第1の2の補助要件を全て満たしており、かつ、本事業を実施することにより第1の3(1)の成果目標の達成が見込まれる場合に限り、事

業実施計画の承認を行うものとする。

- (2) 地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認等を行うに当たっては、事業実施主体に対し、承認又は承認しなかった旨を通知するものとする。
- (3) なお、政策統括官が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、年度ごとに、別添1-2により翌年度の7月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添1-3により自己評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、本要綱本体第8の1(3)に基づく指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添1-4により提出させるものとし、指導の内容及び改善計画の写しを政策統括官に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(2)による改善計画を踏まえて事業を実施した後に、事業実施主体に、再度事業評価シートを提出させるものとする。

第4 留意事項

本事業の実施に当たっての留意事項は、以下に定めるものによる。

- 1 事業実施計画の作成に当たっては、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年4月1日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）に規定する人・農地プランや経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の水田フル活用ビジョンその他の関連する施策との整合が図られるよう努めるものとする。
- 2 スマート農機（収量コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

Ⅱ 低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業

第1 定義

本事業において、「需要対応品種」とは、消費者や実需者からの需要があるにもかかわらず、十分な質及び量の供給が行えていない品種の米であって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 輸出用に仕向けることを前提としているもの
- ② 加工用に仕向けることを前提としているもの
- ③ 中食・外食用に仕向けることを前提としているもの
- ④ その他品種の特性から消費者又は実需者による今後の需要拡大が見込まれるもの

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の各事業のメニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

(1) 広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備

複数都道府県域にまたがり連携を行うこと（以下「広域連携」という。）により種子供給体制を効率化し、需要対応品種の種子を安定的に供給するため、以下のメニューのうち必要な取組を行う。

ア 広域連携検討会議の開催

実需者や品種育成者、種子生産の広域連携参加者（都道府県、市町村、農業団体、農業者、民間事業者等）等により構成される広域連携検討会議を開催する。

イ 安定供給のための追加的な種子の生産・備蓄

需要対応品種等の種子を安定的に供給するため、広域連携により新たに都道府県域を越えて種子を供給することとなった場合に、不測の事態に備えて追加的な種子の生産及び備蓄を行う。

ウ 種子生産に係る技術検討会の開催

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の効率的な生産技術を確立するため、品種育成者、農業試験場、普及機関等により構成される技術検討会を開催する。また、必要に応じて種子生産に係る先進地の調査を行う。

エ 種子生産に係る実証を行うほ場の設置

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の効率的な生産技術を確立するため、栽培方法の実証を行うほ場を設置する。

オ 種子生産技術の普及

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の生産技術を普及するため、マニュアルの作成及び現地研修会を行う。

(2) 地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及

様々な栽培環境や営農条件に応じた省力・多収栽培技術を確立するとともに、その普及を行うため、以下のメニューのうち必要な取組を行う。

ア 推進会議の開催

実需者や品種育成者、都道府県、市町村、農業者団体、農業者、民間事業者等により構成される推進会議を開催する。また、推進会議の結果に基づき、多収品種やスマート農業技術等の省力・多収栽培技術に関する現地調査、指導、研修会等を行う。

イ 省力・多収栽培に係る実証を行うほ場の設置

省力・多収栽培を実施する地域において、当該栽培に係る技術を確立するため、栽培方法の実証を行うほ場を設置する。

ウ 省力・多収栽培技術の普及

省力・多収栽培技術を普及するため、実証効果のデータベース化、マニュアルの作成、報告会等を実施する。

2 補助要件

(1) 事業の内容が、3 (1) に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 事業の対象となる米が、需要対応品種であること。ただし、1 (1) イの取組については、需要対応品種以外の品種であっても、広域連携を行う品種の種子は対象として差し支えない。

(3) 事業実施主体が、以下の要件を満たしていること。

ア 1 (1) の取組を行う場合は、実需者を含み、かつ、新たに導入する需要対応品種の種子の供給先となる複数の都道府県域にまたがる主体（都道府県、市町村、農業者団体、農業者等）が参画していること。

イ 1 (2) の取組を行う場合は、実需者を含み、かつ、需要対応品種の実証試験地が複数の産地にまたがっていること。

ウ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）が定められていること。

エ 規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

カ 3の基準を満たす成果目標を立てていること。

3 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業開始から3年後の需要対応品種の供給量として事業実施計画に記した数量に増加させることとする。

(2) 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から2年以内とする。

4 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は、以下のとおりとする。

(1) 必要性

- ア 取組の対象とする需要対応品種について、第１の定義における需要対応品種であることが客観的に示されているか。
- イ 取組の対象とする需要対応品種について、種子の供給又は栽培技術の確立に広域的な連携が必要と認められるか。
- ウ 取組の対象とする需要対応品種の生産について、第３の事業実施計画が省力化又は低コスト化が見込まれるものとなっているか。
- エ 取組の対象とする需要対応品種について、第３の事業実施計画が今後の普及が見込まれるものとなっているか。
- オ 喫緊の課題として本事業に取り組む必要が示されているか。

(２) 費用対効果

- ア 事業の実施により得られる直接的な効果（以下「アウトプット」という。）が、事業に要する費用に対し十分なものとなっているか。
- イ アウトプットが、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。
- ウ 事業の実施により得られる波及的な効果（以下「アウトカム」という。）の目標が、事業に要する費用に対し十分なものとなっているか。
- エ アウトカムの目標が、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。
- オ 事業による効果が事業実施期間後も継続的に発揮されると見込まれるか。

第３ 事業実施計画等

１ 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第６の１（１）アに基づき、別添２－１により事業実施計画を作成し、政策統括官に提出する。

２ 事業の承認

- (１) 政策統括官は、第２の２の補助要件を全て満たしており、かつ、本事業を実施することにより第２の３の成果目標の達成が見込まれる場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。
- (２) 政策統括官は、(１)により事業実施計画の承認等を行うに当たっては、事業実施主体に対し、承認又は承認しなかった旨を通知するものとする。
- (３) なお、公募により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

第４ 点検評価等

１ 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第７の１に基づき、別添２－２により成果目標の達成状況を、事業完了年度の翌年度の７月末日までに、政策統括官に報告するものとする。

２ 事業の評価

- (１) 事業実施主体は、本要綱本体第８の１（１）に基づき、別添２－３により自己評価を行い、目標年度の翌年度の７月末日までに、政策統括官に報告するものと

する。

- (2) 政策統括官は、(1) の自己評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を別添 2－4 に記入するものとする。
- (3) 生産局長は、政策統括官が(2) で作成した別添 2－4 について、農林水産省食料産業局長及び生産局長が設置する外部有識者で構成される評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、政策統括官は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
この場合において、政策統括官は、評価検討委員会が意見聴取を行うとき、必要に応じて事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。
- (4) 政策統括官は、(3) により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 政策統括官は、(2) の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、指導を行ってから 1 ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添 2－5 により提出させるものとする。

Ⅲ 大豆価格形成安定化事業

第1 事業の内容

本事業の事業内容は以下のとおりとし、事業実施主体は次に掲げる事業を全て行うものとする。

- 1 入札の方法による大豆の実物取引（以下「入札取引」という。）を行うための施設の開設及び運営
- 2 入札取引を適正に実施するために必要な業務等を行う者及び入札取引の監視を行う監視委員の配置
- 3 入札取引を適正に実施するために必要な業務であって次に掲げるもの
 - （1）入札取引において大豆の売渡し又は買受けを行う者の登録
 - （2）学識経験者、生産者の代表者及び実需者の代表者等で構成する入札取引に関する重要事項を審議する委員会の開催
 - （3）平均落札価格及び落札数量等入札結果の公表
 - （4）入札取引で大豆の売渡し及び買受けを行う者からの入札取引の運営に要する費用に充てるための拠出金の徴収
 - （5）その他入札取引を適正に実施するために政策統括官が必要と認める事業

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1（1）アに基づき、別添3－1により事業実施計画を作成し、政策統括官に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添3－2により政策統括官に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1（1）に基づき、自ら事業実施結果の評価を行い、別添3－3により事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに政策統括官に提出するものとする。

IV 新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の事業内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

(1) 米粉用米産地の育成

米粉用米を現に生産している又は生産する意志のある生産者と、米粉製品に適した米粉用米を必要とする米粉製造業者等とのマッチングを目的とした情報交換会を開催する。

なお、当該情報交換会の開催地の選考に当たっては、生産者、米粉製造業者等に対して実施するニーズ等調査及び米粉用米の生産量を考慮する。

(2) 新たな日本農林規格の周知

米粉の需要拡大・輸出拡大を目的として制定したノングルテン米粉の製造工程管理に関する日本農林規格（JAS）の仕組みや特徴、優位性等の周知を目的とした説明会の開催等を実施する。

(3) 新たな米粉加工品の普及

アルファ化米粉等、新たな米粉の加工法や特徴（油脂や乳化剤、増粘剤の代替）、その使用方法等の日本産米粉の優れた特性について、調査・分析を実施した上で、これらの情報を広く一般に情報提供するためのホームページ（日本語版及び英語版）の作成及び運営を行う。

2 補助要件

本事業を実施する事業実施主体は、次の（１）から（６）までの要件を全て満たしていなければならないものとする。ただし、事業実施主体が任意団体である場合は、併せて（７）から（９）までの要件も満たしていなければならないものとする。

（１）本事業を実施することにより３（１）の成果目標の達成が見込まれること。

（２）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。

（３）事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

（４）事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

（５）事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

（６）事業実施主体が、個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

（７）定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

（８）事業を行うために必要な専門性を有していること。

（９）事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有していること。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

米粉用米の需要量を基準年である令和元年度（3.5 万トン）から 10%以上増加させる。

(2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

4 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 知見・専門性

ア 事業実施に必要な米粉に関する知見や専門性を有しているか。

イ 事業実施に必要な米粉に関する知識や専門性を、外部の有識者からの意見等により補うことができる体制を有しているか。

ウ 事業実施に必要な米粉用米生産者、米粉製造事業者等との連絡及び協力体制を有しているか。

エ 事業実施に必要な米粉製造業の経営に関する知見や専門性を有しているか。

オ 事業の実施に必要な米粉の輸出に関する知見を有しているか。

(2) 事業内容の妥当性

ア 米粉用米、米粉製品等の流通の現状を踏まえた実現可能なものであるか。

イ 米粉の国内における需要拡大を見据えたものであるか。

ウ 米粉の輸出拡大を見据えたものであるか。

エ 日本産米粉の優位性の認知度向上に効果的に寄与する内容であるか。

オ 米粉用米の作付拡大に寄与する内容であるか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

本要綱本体第 6 の 1 (1) アに基づき、別添 4－1 により事業実施計画を作成し、政策統括官に提出するものとする。

2 事業の承認

(1) 政策統括官は、第 1 の 2 の補助要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(2) 政策統括官は、(1) により事業実施計画の承認等を行うに当たっては、事業実施主体に対して、承認又は承認しなかった旨を通知するものとする。

(3) 政策統括官は、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を受けたものとみなすことができる。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、別添 4－2 により政策統括官へ事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、事業の達成状況について自己評価を行い、別添4-3により政策統括官に報告するものとする。
- (2) 政策統括官は、(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、評価結果を取りまとめる。また、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

別添 1－1

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援（作付体系転換支援事業）の事業実施計画の（変更の）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（1）に基づき、（変更の）承認申請を行う。

（注）関係書類として、別添の事業計画書を添付すること。

戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業)

事業計画書

事業実施年度： 年度 (年目)

都道府県名：

事業実施主体名：

1 事業実施主体

代表者名	〇〇都道府県[協議会] 〇〇 〇〇
------	-------------------

協議会の構成員	
オブザーバー	

※1：事業実施主体が都道府県協議会の場合に記載すること。

※2：協議会の推進体制の分かる資料を添付すること（継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能）。

目標年度	〇〇年度	※事業開始前年を基準年とし、事業開始3年後を目標年とする。
------	------	-------------------------------

対象作物	
------	--

2 都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向けた取組方針

(1) 大豆、麦及び飼料用米等の生産に関する現状並びに課題

(2) 大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向けた取組方針

※新たな作付体系・技術の内容・導入する輪作体系等を具体的に、かつ、従前との違いがわかるように記載すること（詳細については別紙でも可）。

3 生産コストの低減目標

(1) 生産性向上重点地域における目標

①生産性向上重点地域	(重点地域の名称を記載)				
作物名	○年度		○年度		【重点地域における取組概要】
	(事業開始前年度)		(目標年度)		
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	
	生産量 (t)		生産量 (t)		
大豆					
小麦					
飼料用米					

②生産性向上重点地域	(重点地域の名称を記載)				
作物名	○年度		○年度		【重点地域における取組概要】
	(事業開始前年度)		(目標年度)		
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	
	生産量 (t)		生産量 (t)		
大豆					
小麦					
飼料用米					

- ※１：平成28年度から本事業に取り組む場合は、大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。
 なお、作付面積及び生産量については参考値として記入すること。
- ※２：平成27年度までに事業実施計画の承認を受けた場合は、大豆及び麦については作付面積及び生産量を、飼料用米等については生産コストを成果目標とすること。なお、飼料用米等において、作付面積及び生産量は参考値として記入すること。
- ※３：「多収性稲種子の安定供給システムの構築」に取り組む場合は、作物名を「多収性稲種子」とし、作付面積及び生産コストに代えて、需要調査及び生産計画に基づく、多収性稲種子の需要量及び供給量を記載すること。
- ※４：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。
- ※５：生産性向上重点地域が複数ある場合は、表を追加して記載すること。
- ※６：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあっては、都道府県の数値に置き換えることができる。
- ※７：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。
 この場合において、事業開始前年度の数値は事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3とする。

(2) 都道府県における目標＜参考値＞

作物名	○年度 (事業開始前年度)		○年度 (事業開始年度)		○年度 (開始 1 年後)		○年度 (開始 2 年後)		○年度(目標年度) (開始 3 年後)	
	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト
	生産量(t)	(円/60kg)	生産量(t)	(円/60kg)	生産量(t)	(円/60kg)	生産量(t)	(円/60kg)	生産量(t)	(円/60kg)
大豆										
小麦										
飼料用米										

※1：「多収性稲種子の安定供給システムの構築」に取り組む場合は、作物名を「多収性稲種子」とし、作付面積及び生産コストに代えて、需要調査及び生産計画に基づく、多収性稲種子の需要量及び供給量を記載すること。

※2：作物名は適宜、修正、追加して記載すること。

※3：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト(円/60kg)」を「単収(kg/10a)」に置き換えて記載すること。
この場合において、事業開始前年度の数値は事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3とする。

4 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	実施時期	事業量 (単価、回数、面 積等)	補助事業に要する 経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金(円)	その他(円)	
作付体系転換支援事業						
① 作付体系転換推進検討会の開催						
② 作付体系転換のための合意形成						
③ 生産性向上に資する新技術等の実証・改良						
④ 新技術等を用いた大規模技術・経営実証						
⑤ 現地検討会の開催						
⑥ 新技術等活用マニュアルの作成						
⑦ 新技術等普及研修会の開催						
⑧ 多収性稲種子の安定供給システムの構築						
合計						

※1：適宜、行を追加して記入すること。

※2：取組の対象が、特定の生産性向上重点地域に限定される場合は、備考欄に生産拡大重点地域名を記載すること。

※3：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 (2) 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日

4 (3) 収支予算 (又は精算)

収入の部

区分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円) (又は本年度精算額)	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合 計					

支出の部

分類	別表 1 に掲げる経費の費目	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円) (本年度清算額)	比較		備考
				増	△減	
①作付体系転換推進検討会の開催						
②作付体系転換のための合意形成						
③生産性向上に資する新技術等の実証・改良						
④新技術等を用いた大規模技術・経営実証						
⑤現地検討会の開催						
⑥新技術等活用マニュアルの作成						
⑦新技術等普及研修会の開催						
⑧多収性稲種子安定供給システムの構築						
合計						

※ 1 : 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。
基礎等は資料添付でも可。

※ 2 : 適宜、行を追加して記入すること。

4 (4) 添付書類 (添付書類名を記載すること。)

1. 経費の使用に関する規定(案)等
2. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案) (又は写し)
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能(2.については省略不可)

5 事業費の概要(2年目以降は見込み額) (千円)

	○年 (1年目)	○年 (2年目)	○年 (3年目)	合 計
推進事業				

※ 詳細については、別記に記載すること。

6 目標年度までの年度活動計画

1年目：○年度の活動計画	
2年目：○年度の活動計画	
3年目：○年度の活動計画	
その他	

7 活動評価と改善の方法

(1) 評価体制

--

(2) 評価に対する改善

--

8 推進事業計画の策定に当たっての留意事項

事業実施主体が都道府県協議会の場合にあっては、協議会の規約、会計規則等の資料を添付すること。

※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能

(別記) 生産性向上重点地域等における実施計画

生産性向上重点地域：

地域名	
-----	--

1 事業の対象作物

--

2 1の作物の生産に関する現状及び課題

--

3 1の作物の生産性向上に向けた取組方針

--

※新たな作付体系、技術の内容、導入する輪作体系等を具体的に、かつ、従前との違いがわかるように記載すること
(詳細については別紙でも可)。

4 1の作物の生産コスト低減目標

作物名	○年度		○年度		○年度		○年度		○年度(目標年度)	
	事業開始前年度		事業開始年度		実施1年後		実施2年後		実施3年後	
	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)
大豆										
小麦										
飼料用米										

※1：平成28年度から本事業に取り組む場合は、大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。
なお、作付面積及び生産量については参考値として記入すること。

※2：平成27年度までに事業実施計画の承認を受けた場合は、大豆及び麦については作付面積・生産量を、飼料用米等については生産コストを成果目標とすること。

※3：「多収性稲種子の安定供給システムの構築」に取り組む場合は、作物名を「多収性稲種子」とし、作付面積及び生産コストに代えて

需要調査及び生産計画に基づく、多収性稲種子の需要量及び供給量を記載すること。

※4：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※5：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあっては、都道府県の数値に置き換えることができる。

※6：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト(円/60kg)」を「単収(kg/10a)」に置き換えて記載すること。
この場合において、事業開始前年度の数値は事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3とする。

5 事業の内容

分類番号	具体的な取組内容

※1：適宜、行を追加して記載すること。

※2：以下の①～⑧の分類ごとに記載し、具体的な取組内容には以下の事項を必ず含むこと。

① 作付体系転換推進検討会の開催：検討会のメンバー

② 作付体系転換のための合意形成：対象となる者

③ 生産性向上に資する新技術等の実証及び改良：作物別の実証面積

※新たな作付体系・技術の内容を具体的に、かつ、従前との違いがわかるように記載すること(詳細については別紙でも可)。

④ 新技術等を用いた大規模技術・経営実証：実証面積

⑤ 現地検討会の開催：開催の時期、参集範囲

⑥ 新技術等活用マニュアルの作成：対象となる技術及び配布先

⑦ 新技術等普及研修会の開催：参集範囲

⑧ 多収性稲種子の安定供給システムの構築：需要調査の対象、検討会・研修会の参集範囲、保管種子及び廃棄する保管種子の品種・数量・保管場所、保管期間、処分方法

6 目標年度までの年度別活動計画

1年目：○年度の活動計画
2年目：○年度の活動計画
3年目：○年度の活動計画
その他

7 実質化された人・農地プラン、麦・大豆生産性向上計画との関連について

生産性向上重点地域の一部又は全部を含む実質化された人・農地プラン及び麦・大豆産地生産性向上計画が作成されている又は事業実施年度内に作成される見込みがあるか。

はい	いいえ
----	-----

※該当する方に○をつけること。

別添 1－2

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
（作付体系転換支援事業）の事業実施状況報告

事業実施主体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務
次官依命通知）第7の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業)

年度 事業実施状況報告

策定年度： ○○ 年度

目標年度： ○○ 年度

都道府県名：

事業実施主体名：

事業実施主体名	〇〇都道府県〔協議会〕 〇〇 〇〇
---------	-------------------

策定年度	年度	()
------	----	-----

※括弧内には、「事業開始年度」、「開始〇年度」等を記載すること。

1 成果目標の達成状況

(1) 事業実施計画の成果目標及び当該年度における達成状況（生産性向上重点地域における目標）

①生産性向上重点地域		(重点地域の名称を記載)							
作物名	○年度		○年度（目標年度）		○年度（当該年度）		達成率(%)		
	(事業開始前年度)		(開始3年後)		(開始○年後)				
	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	
	生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)		
大豆									
小麦									
飼料用米									

②生産性向上重点地域	(重点地域の名称を記載)							
作物名	○年度		○年度（目標年度）		○年度（当該年度）		達成率(%)	
	(事業開始前年度)		(開始3年後)		(開始○年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)	
大豆								
小麦								
飼料用米								

※1：平成28年度から本事業に取り組む場合は、大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。

なお、作付面積・生産量については参考値として記入すること。

※2：平成27年度までに事業実施計画の承認を受けた場合は、大豆又は麦については作付面積及び生産量を、飼料用米等については生産コストを成果目標とすること。

なお、飼料用米等において、作付面積及び生産量は参考値として記入すること。

※3：「多収性稲種子の安定供給システムの構築」に取り組む場合は、作物名を「多収性稲種子」とし、作付面積及び生産コストに代えて、需要調査及び生産計画に基づく、多収性稲種子の需要量及び供給量を記載すること。

※4：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※5：生産性向上重点地域が複数ある場合は、表を追加して記載すること。

※6：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあっては、都道府県の数値に置き換えることができる。

※7：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト(円/60kg)」を「単収(kg/10a)」に置き換えて記載すること。

※8：計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

(2) 都道府県における目標の達成状況<参考値>

作物名	○年度		○年度（目標年度）		○年度（当該年度）		達成率(%)	
	（事業開始前年度）		（開始3年後）		（開始○年後）			
	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)	
大豆								
小麦								
飼料用米								

※1：「多収性稲種子の安定供給システムの構築」に取り組む場合は、作物名を「多収性稲種子」とし、作付面積及び生産コストに代えて、需要調査、生産計画等に基づく、多収性稲種子の需要量及び供給量を記載すること。

※2：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※3：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

※4：計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

2 当該年度の事業計画の進捗状況

推進事業の実施状況

--

※特定の生産性向上重点地域に限定した取組がある場合は、生産拡大重点地域名を明記すること。

3 当該年度の取組の総合評価

--

4 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業) の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務
次官依命通知)第8の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別添 1－3 別記

戦略作物生産拡大支援事業（作付体系転換支援事業）に関する事業評価シート

事業実施主体名	〇〇都道府県[協議会] 〇〇 〇〇
---------	-------------------

1 成果目標の達成状況

①生産性向上重点地域（その1）

(1) 事業計画の成果目標

生産性向上重点地域名①：				
作物名	〇年度		〇年度(目標年度)	
	(事業開始前年度)		(開始3年後)	
	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト
	生産量(t)	(円/60kg)	生産量(t)	(円/60kg)

(2) 年度ごとの達成状況

作物名	〇年度		達成率(%)		〇年度		達成率(%)	
	(事業開始年度)				(開始1年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト
	生産量(t)	(円/60kg)	生産量		生産量(t)	(円/60kg)	生産量	

作物名	〇年度		達成率(%)		〇年度(目標年度)		達成率(%)	
	(開始2年後)				(開始3年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト	作付面積	生産コスト
	生産量(t)	(円/60kg)	生産量		生産量(t)	(円/60kg)	生産量	

②生産性向上重点地域（その２）

（１）事業計画の成果目標

生産性向上重点地域名②：				
作物名	○年度		○年度（目標年度）	
	（事業開始前年度）		（開始３年後）	
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量 (t)		生産量 (t)	

（２）年度ごとの達成状況

作物名	○年度		達成率 (%)		○年度		達成率 (%)	
	（事業開始年度）				（開始１年後）			
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積	生産コスト	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積	生産コスト
	生産量 (t)		生産量		生産量 (t)		生産量	

作物名	○年度		達成率 (%)		○年度（目標年度）		達成率 (%)	
	（開始２年後）				（開始３年後）			
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積	生産コスト	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積	生産コスト
	生産量 (t)		生産量		生産量 (t)		生産量	

※１：平成28年度から本事業に取り組む場合は、大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。

※２：平成27年度までに事業実施計画の承認を受けた場合は、大豆又は麦については作付面積・生産量を、飼料用米等については生産コストを成果目標とすること。

※３：「多収性稲種子の安定供給システムの構築」に取り組む場合は、作物名を「多収性稲種子」とし、作付面積及び生産コストに代えて、需要調査及び生産計画に基づく、多収性稲種子の需要量及び供給量を記載すること。

※４：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※５：生産性向上重点地域が複数ある場合は、表を追加して記載すること。

※６：計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

※７：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

2 取組の総評

--

〇〇地方農政局長殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業)における改善計画について

〇〇年度戦略作物生産拡大支援(作付体系転換支援事業)において、当初の事業実施計画
における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分		指標	事業実施後の状況						改善計画	
			目標値 (年)	事業開始 前年度 (年)	1年後 (年)	2年後 (年)	3年後 目標年 (年)	達成率	(年)	達成率
成果 目標	作物名	作付面積(ha)								
		生産量(t)								
		生産コスト (円/60kg)								
	作物名	作付面積(ha)								
		生産量(t)								
		生産コスト (円/60kg)								

注1) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
注2) 単収を指標とする場合にあつては、表中「生産コスト(円/60kg)」を「単収(kg/10a)」に置き換えて記載すること。

- 4 改善方策
(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別添 2－1

番 号
年 月 日

政策統括官 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業（低コスト米等需要
対応品種栽培環境整備支援事業）の事業実施計画の（変更の）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次
官依命通知）第6の1の（1）に基づき、（変更の）承認申請を行う。

（注）関係書類として、別添の事業計画書を添付すること。

戦略作物生産拡大支援事業

（低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業）

事業計画書

事業実施年度： 年度 （ 年目）

事業実施主体名：

代表機関名：

1 事業実施主体

代表者名	〇〇（代表機関名・役職） 〇〇 〇〇（氏名）
------	-----------------------------

構成員	
オブザーバー	

※実施体制及び役割分担が分かる資料を添付すること（継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能）。

目標年度	〇〇年度
------	------

※事業開始前年を基準年とし、事業開始3年後を目標年とする。

2 需要対応品種の栽培環境整備に向けた取組方針

（1）輸出用米・加工用米等の需要への対応に関する現状及び課題

--

（2）輸出用米・加工用米等の需要への安定供給に向けた取組方針

--

※（1）の現状と課題を踏まえ、これに対応するために取り組む内容を具体的に、かつ、従前との違いが分かるように記載すること（詳細については別紙でも可）。

（3）事業成果の普及（波及効果の発現）に向けた取組方針

--

3 需要対応品種の供給目標

(1) 「広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備」の事業実施地域における目標

		○年度 (事業開始前年度)			○年度 (目標年度)		
		作付面積 (a)	単収 (kg/10a)	供給量 (kg)	作付面積 (a)	単収 (kg/10a)	供給量 (kg)
地域名							
	品種名						
	品種名						
供給合計							

(2) 「地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及」の事業実施地域における目標

		○年度 (事業開始前年度)			○年度 (目標年度)		
		作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	供給量 (t)	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	供給量 (t)
地域名							
	品種名						
供給合計							

※1：地域、品種の行は適宜追加すること。なお、地域名は都道府県名・市町村名等構成員の所在地とすること。

※2：作付面積、単収は参考値とし、供給量を成果目標とすること。なお、供給量は作付面積に単収を乗じたものとして差し支えない。

※3：(1)又は(2)の事業のうちいずれかのみを実施する場合は、当該事業に関する目標のみ記載すること。

(3) 事業を実施する都道府県における目標（波及効果）

	○年度 (事業開始前年度)			○年度 (目標年度)		
	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	供給量 (t)	作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)	供給量 (t)
	都道府県名					
品 種 名						
品 種 名						
供給合計						

※１：地域、品種の行は適宜追加すること。なお、都道府県名は（１）及び（２）で目標を制定した地域が属する都道府県とすること。

※2：作付面積、単収は参考値とし、供給量を成果目標とすること。なお、供給量は作付面積に単収を乗じたものとして差し支えない。

※3：（１）の事業のみに取り組む場合であっても、目標値は種子ではなく最終収穫物（玄米）の数量とすること。

※4：（１）又は（２）のいずれかの事業のみに取り組む場合であっても、目標値を記載すること。

4 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	実施時期	事業量 (単価、回数、面 積等)	補助事業に要する 経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金(円)	その他(円)	
広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備						
ア 広域連携検討会議の開催						
イ 安定供給のための追加的な種子の生産・備蓄						
ウ 種子生産に係る技術検討会の開催						
エ 種子生産に係る実証ほの設置						
オ 種子生産技術の普及						
地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及						
ア 推進会議の開催						
イ 省力・多収栽培に係る実証を行うほ場の設置						
ウ 省力・多収栽培技術の普及						
合計						

※1：取組を行うメニューについて、適宜、行を追加して記入すること。

※2：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 事業完了(予定)年月日

年 月 日

(3) 収支予算（又は精算）
収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円） （又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合 計					

支出の部

分類	別表 1 に掲げる経費の費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円) (本年度清算額)	比較		備考
				増	△減	
広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備						
ア 広域連携検討会議 の開催						
イ 安定供給のための 追加的な種子の生産・ 備蓄						
ウ 種子生産に係る技 術検討会の開催						
エ 種子生産に係る実 証を行うほ場の設置						
オ 種子生産技術の普 及						
地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及						
ア 推進会議の開催						
イ 省力・多収栽培に 係る実証を行うほ場の 設置						
ウ 省力・多収栽培技 術の普及						
合計						

※ 1：各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。基礎等は別添資料でも可。

※ 2：適宜、行を追加して記入すること。

5 事業費の概要

(千円)

	○年度 (1年目)	○年度 (2年目)	○年度 (3年目)	合 計
事業費				

※ 詳細については、別記に記載すること。

6 目標年度までの年度活動計画

1年目：○年度の活動計画
2年目：○年度の活動計画
3年目：○年度の活動計画
その他

7 活動評価と改善の方法

(1) 評価体制

--

(2) 評価に対する改善

--

8 添付書類

- (1) 規約の写し
 - (2) 直近の収支予算（又は、収支決算）の写し
 - (3) 役員名簿、構成員名簿、会計規定、旅費規程、謝金規定の写し
 - (4) 事業実施体制図
 - (5) 需要対応品種であることが客観的にわかる資料
 - (6) 事業費の積算根拠の確認に必要な見積書等の写し
 - (7) 事業の一部を委託する場合、機械や備品等を購入する場合、試験棟の役務を依頼する場合等は、業者選定の理由書、又は、3社以上の見積書やカタログの写し
 - (8) 事業の一部を委託する場合は、委託契約書案の写し
 - (9) 事業実施計画の記述内容を補完する資料、その他関係資料（任意）
- ※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は、提出を省略することが可能。ただし、（2）及び（8）については省略不可。

別添 2－2

番 号
年 月 日

政策統括官 殿

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業) の事業実施状況報告
(年度)

事業実施主体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務
次官依命通知）第7の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

戦略作物生産拡大支援
低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業

年度 事業実施状況報告

策定年度： ○○ 年度

目標年度： ○○ 年度

事業実施主体名：

代表機関名：

事業実施主体名	〇〇〇〇
---------	------

策定年度	年度	()
------	----	-----

※括弧内には、「事業開始年度」、「開始〇年度」等を記載すること。

1 成果目標の達成状況

(1) 「広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備」の事業実施地域における目標の達成状況

	〇年度 (事業開始前年度)	〇年度 (目標年度) (事業開始3年後)	〇年度 (事業完了年度) (開始2年後)	達成率 (%)
供給量(kg)				
品種名				
品種名				

備考・特記事項

--

(2) 「地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及」の事業実施地域における目標の達成状況

	〇年度 (事業開始前年度)	〇年度 (目標年度) (事業開始3年後)	〇年度 (事業完了年度) (開始2年後)	達成率 (%)
供給量(t)				
品種名				
品種名				

備考・特記事項

--

(3) 事業を実施する都道府県における目標（波及効果）の達成状況

	〇年度 (事業開始前年度)	〇年度 (目標年度) (事業開始3年後)	〇年度 (事業完了年度) (開始2年後)	達成率 (%)
都道府県名				
品種名				
品種名				
供給量(t)				
品種名				
品種名				

備考・特記事項

--

※都道府県名、品種の行は適宜追加すること。

※供給量は全ての地域又は都道府県の供給量の合計を記載すること。

2 取組の総合評価

--

3 今後の課題と目標年度への反映状況

--

別添 2－3

番 号
年 月 日

政策統括官 殿

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業（低コスト米等需
要対応品種栽培環境整備支援事業）の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務
次官依命通知）第8の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別記の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別添 2－3 別記

戦略作物生産拡大支援事業（低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業）に関する事業評価シート

事業実施主体名	〇〇〇〇
---------	------

1 成果目標の達成状況

(1) 事業計画の成果目標

①「広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備」の事業実施地域における目標

	〇年度 (事業開始前年度)	〇年度(目標年度) (事業開始3年後)	達成率(%)
供給量(kg)			
品種名			
品種名			

②「地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及」の事業実施地域における目標

	〇年度 (事業開始前年度)	〇年度(目標年度) (事業開始3年後)	達成率(%)
供給量(t)			
品種名			
品種名			

③事業を実施する都道府県における目標（波及効果）の達成状況

	〇年度 (事業開始前年度)	〇年度(目標年度) (事業開始3年後)	達成率(%)
都道府県名			
品種名			
品種名			
供給量(t)			
品種名			
品種名			

※都道府県名、品種の行は適宜追加すること。

※供給量は全ての地域又は都道府県の供給量の合計を記載すること。

(2) 年度ごとの達成状況

①「広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備」の事業実施地域における目標達成状況

	○年度（事業開始年度）		○年度（開始1年後）		○年度（開始2年後）		○年度（開始3年後）	
	供給量(kg)	達成度(%)	供給量(kg)	達成度(%)	供給量(kg)	達成度(%)	供給量(kg)	達成度(%)
供給量(kg)								
品種名								
品種名								

②「地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及」の事業実施地域における目標達成状況

	○年度（事業開始年度）		○年度（開始1年後）		○年度（開始2年後）		○年度（開始3年後）	
	供給量(t)	達成度(%)	供給量(t)	達成度(%)	供給量(t)	達成度(%)	供給量(t)	達成度(%)
供給量(t)								
品種名								

③事業を実施する都道府県における目標（波及効果）の達成状況

	○年度（事業開始年度）		○年度（開始1年後）		○年度（開始2年後）		○年度（開始3年後）	
	供給量(t)	達成度(%)	供給量(t)	達成度(%)	供給量(t)	達成度(%)	供給量(t)	達成度(%)
都道府県名								
品種名								
品種名								
供給量(t)								
品種名								
品種名								

※都道府県名、品種の行は適宜追加すること。

※供給量は全ての地域又は都道府県の供給量の合計を記載すること。

2 取組の総合評価

--

持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援(低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業)に関する事業評価票

								評価機関名	
事業実施主体名	対象作物名	事業実施初年度	成果目標の具体的な内容		成 果 目 標 の 達 成 状 況			具体的な取組内容	農林水産省政策統括官の評価所見
					基準年 年度	目標年 年度	達成率		

(注)成果目標の達成状況欄に達成状況の経過を記載すべき事業にあっては、記載例を参考に列を挿入し、記載するものとする。

政策統括官殿

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業) における改善計画について

〇〇年度戦略作物生産拡大支援事業（低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業）
において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますの
で、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分		指標	事業実施後の状況						改善計画	
			目標値 (年)	事業開始 前年度 (年)	1年後 (年)	2年後 (年)	3年後 目標年 (年)	達成率	(年)	達成率
成果 目標	広域連携による需 要対応品種の種子 供給体制の整備	供給量 (kg)								
	地域に応じた省力 ・多収栽培技術の 確立・普及	供給量 (t)								
	事業を実施する都 道府県における目 標（波及効果）	供給量 (t)								

注) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

- 4 改善方策
(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別添 3 - 1

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援（大豆価格形成安定化事業）実施計画の（変更の）承認申請について

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業の戦略作物生産拡大支援（大豆価格形成安定化事業）を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（1）に基づき、（変更の）承認申請を行う。

- 1 関係書類として事業実施計画書を添付すること。

年度持続的生産強化対策事業

戦略作物生産拡大支援（大豆価格形成安定化事業）実施計画書

1 事業概要等

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	事業実施主体	
入札業務等に要する手当 管理運営等に要する経費	円	円	円	
合 計				

注：1 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注 区分の欄は、交付要綱別表 1 の経費の欄の事業名を記載する。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 事業の目的

5 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

6 事業の内容

(1) 入札取引の実施

ア 実施計画

(ア) 年間実施計画

年産	実施時期	実施場所	回 数	備 考
〇〇年 産	年 月～ 年 月	か所	回	
〇〇年 産	年 月～ 年 月	か所	回	

(イ) 実施場所別及び月別実施計画

① ○○年産

[illegible]

② ○○年産

[illegible]

イ 入札取引実施体制

(ア) 入札業務等を行う者（パンチャー及び入札事務補助員を除く。）の配置

配置場所	氏 名	年 齢	雇 用 期 間	入札業務等に要 す る手当（日額）	備 考
			年月 ～ 年月		

(イ) 監視委員の配置

① ○○年産

入札実施場所	監視委員配置人員	備 考
	人	
計	人	

② ○○年産

入札実施場所	監視委員配置人員	備 考
	人	
計	人	

(ウ) パンチャー及び入札事務補助員の配置

配置場所	パンチャー配置人員	入札事務補助員 配 置 人 員	備 考
	人	人	

ウ その他入札取引実施に関する特記事項

(2) 入札参加者の登録

ア 登録手続

イ 登録に当たっての留意事項その他の特記事項

(3) 入札取引に関する委員会の実施

開催予定時 期	委員の氏名、所属等	審 議 事 項
年 月		

(4) 入札結果の公表

ア 公表の内容

イ 公表の方法

(5) 運営拠出金の徴収

ア 運営拠出金の単価

イ 徴収の方法

(6) その他特記事項（取引指標価格の決定に係る事務、入札に係る実態調査等）

別添 3－2

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(大豆価格形成安定化事業) 実施状況報告書

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産
事務次官依命通知）第 7 の 1 の規定に基づき、報告します。

記

（注）本報告書の様式は、別添 3－1 の事業実施計画書の様式に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(大豆価格形成安定化事業) 成果報告書

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 1 の規定に基づき、報告します。

第 1 実施事業の名称

事業名	成果目標

第 2 実施期間

事業開始年月日	事業完了年月日

第 3 事業の成果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容		
	成果目標の達成状況	
	事後評価の検証方法	
事業の実施による成果		
事業計画の妥当性		
適正な事業の執行		

持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援

事業実施状況報告

(新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業)

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

1 事業概要等

注1：「事業概要」の欄は、要綱別表1の事業内容の欄から、実施する事業名を記入すること。

2：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

☐ 免税事業者

☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

☐ 地方公共団体の一般会計

☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

3：「事業費」及び「負担区分」の欄に交付決定額を上段括弧書きで記入すること。

3 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

（１）定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算書（又は収支決算書）

（２）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

第2 事業の目的及び成果目標

--

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
成果目標の点検評価方法	

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
月 月 月 月 月 月 月	

注：適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容

(1) 米粉用米産地の育成

生産者と米粉製造業者等との情報交換会の開催

情報交換会の時期	情報交換会の方法	備考
年 月		

(2) 新たな日本農林規格の周知

新たな日本農林規格の周知に係る説明会の開催等

周知の時期	周知の内容	周知の方法	備考
年 月			

(3) 新たな米粉加工品の普及

ア 情報の調査・分析

調査・分析時期	調査・分析の方法	備考
年 月		

イ 情報の提供

情報提供時期	情報提供の内容	情報提供の方法	備考
年 月			

3 事業実施経費

事業内容		金額	内 訳	備考（経費の必要性）
（１）米粉用米産地の育成				
費目				
（２）新たな日本農林規格の周知				
費目				
（３）新たな米粉加工品の普及				
費目				
合 計				

注１：要綱別表１の補助対象経費の範囲に掲げる費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

２：適宜、行を追加し、記入すること。

4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

(注) 事業実施体制がわかる図を添付すること。

別添4－1

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業) 事業実施計画の(変更の)
承認申請について

令和〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援(新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業)を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)第6の1の(1)アに基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請する。

※ 関係書類として事業実施計画書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援

事業実施計画書

(新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業)

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名： _____

第 1 事業計画総括表

1 事業概要等

区分	事業概要	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業		円	円	円	

- 注 1 : 「事業概要」の欄は、要綱別表 1 の事業内容の欄から、実施する事業名を記入すること。
- 2 : 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。
- 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

2 事業完了予定年月日 年 月 日

- 3 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）
- （1）定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算書（又は収支決算書）

（2）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

注 1 : 添付書類のうち（1）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

第 2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
成果目標の点検評価方法	

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
月 月 月 月 月 月 月	

注：適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容

(1) 米粉用米産地の育成

生産者と米粉製造業者等との情報交換会の開催

情報交換会の時期	情報交換会の方法	備考
年 月		

(2) 新たな日本農林規格の周知

新たな日本農林規格の周知に係る説明会の開催等

周知の時期	周知の内容	周知の方法	備考
年 月			

(3) 新たな米粉加工品の普及

ア 情報の調査・分析

調査・分析時期	調査・分析の方法	備考
年 月		

イ 情報の提供

情報提供時期	情報提供の内容	情報提供の方法	備考
年 月			

3 事業実施経費

事業内容		金額	内 訳	備考（経費の必要性）
（１）米粉用米産地の育成				
費目				
（２）新たな日本農林規格の周知				
費目				
（３）新たな米粉加工品の普及				
費目				
合 計				

注１：要綱別表１の補助対象経費の範囲に掲げる費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

２：適宜、行を追加し、記入すること。

4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

(注) 事業実施体制がわかる図を添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業) の実施状況報告書

令和〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援（新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業）を実施したので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）第7の1に基づき、関係書類を添えて報告する。

※ 関係書類として事業実施状況報告を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援

事業実施状況報告

(新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業)

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区分	事業概要	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業		円	円	円	

- 注1：「事業概要」の欄は、要綱別表1の事業内容の欄から、実施する事業名を記入すること。
- 2：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入すること。
- 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 地方公共団体の一般会計
 - ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 3：「事業費」及び「負担区分」の欄に交付決定額を上段括弧書きで記入すること。

2 事業完了年月日 年 月 日

- 3 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）
- （1）定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算書（又は収支決算書）
 - （2）本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

注1：添付書類のうち（1）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
成果目標の点検評価方法	

第3 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
月 月 月 月 月 月 月	

注：適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容

(1) 米粉用米産地の育成

生産者と米粉製造業者等との情報交換会の開催

情報交換会の時期	情報交換会の方法	備考
年 月		

(2) 新たな日本農林規格の周知

新たな日本農林規格の周知に係る説明会の開催等

周知の時期	周知の内容	周知の方法	備考
年 月			

(3) 新たな米粉加工品の普及

ア 情報の調査・分析

調査・分析時期	調査・分析の方法	備考
年 月		

イ 情報の提供

情報提供時期	情報提供の内容	情報提供の方法	備考
年 月			

3 事業実施経費

事業内容		金額	内 訳	備考（経費の必要性）
（１）米粉用米産地の育成				
費目				
（２）新たな日本農林規格の周知				
費目				
（３）新たな米粉加工品の普及				
費目				
合 計				

注１：要綱別表１の補助対象経費の範囲に掲げる費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

２：適宜、行を追加し、記入すること。

4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

(注) 事業実施体制がわかる図を添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業) 成果報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 1 （1）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

第 1 実施事業の名称

事業名	成果目標

(注) 事業実施計画時に提出した事業名及び成果目標を記載すること。

第 2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第 3 事業の効果

1 具体的な取組内容

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容		
成果目標の達成状況		
成果目標の点検評価方法		
事業の実施による効果		
事業計画の妥当性		(理由)
適正な事業の執行		(理由)

(注) 1 「成果目標の具体的な内容」及び「成果目標の点検評価方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。

なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 「事業計画の妥当性」の欄については、事業計画が妥当な場合は 1 を、計画が不適切な場合は 0 を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 「適切な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には 1 を、それ以外の場合には 0 を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 事業の成果品等

(注) 事業実施の成果品（報告書等）、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。